

新市の施策

建設計画の修正箇所

(3) 生活環境基盤の整備

都市的・自然的な環境や土地利用の動向を踏まえて緑の基本計画を策定し、公園緑地の整備や自然系緑地の保全・活用に努めます。

河川改修や砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設などの整備を進め、災害のない安全な市民生活を確保します。

住宅については、民間の活力やノウハウを最大限に活用することを基本に、既存公営住宅のストックの維持・改良に努め、多様なニーズに対応した供給の促進に努めます。また、将来の宅地需要の見通しや地域の特性を踏まえ、環境の整った良好な住宅地の供給や利用の促進、開発行為の誘導を図ります。

生活排水処理のため、~~下水道施設~~未整備地区については、地区の実情に則して、~~公共~~下水道、集落排水、合併浄化槽など最も効率的な事業手法により整備を促進します。

広域水道からの円滑な受水と独自水源による水道用水の確保を図るとともに、老朽施設等の年次的な整備により、安全で良質な水を安定的に供給します。

農山漁村の生活環境を向上するため、集落内の道路や広場、生活排水処理などの生活基盤の整備に努めます。

雪国の快適な環境を創出するため、克雪・利雪・親雪に努めます。

< 主な事業 >

- 緑の基本計画の策定
- 公園緑地の整備
 - ・ 総合公園、運動公園、近隣公園、街区公園、特殊公園等
- 治山、治水事業の促進
- 住宅マスタープラン等の策定
- 良好な住宅地・公営住宅の整備
 - ・ 土地区画整理事業
 - ・ 公営住宅整備事業
- 克雪対策事業の推進
- 下水道構想エリアマップの策定
- ~~公共~~下水道事業

○国際都市としての基盤整備 等

4 地域資源を高度に生かした新しい産業の創出

(1) 農林水産業の振興

農業の振興については、地域農業を支える強固な生産体制を確立するため、各地域の実情に応じた集团的営農体制の整備と担い手への農地利用集積を促進します。

地域の農業生産の基幹である水田農業は、農業者・農業者団体が中心となる推進体制の整備や水田畑地化への取り組みを促進するなどして生産調整に対応しながら需要に即した良質米の生産を推進します。

また、力強い自立的な農業経営を確立するため、だだちゃ豆・温海かぶ、アスパラなど地域特性に適合した畑作、野菜、果樹、花卉、畜産などによる収益性の高い複合経営や特産品開発、農産加工、地産地消、直接販売などへの取り組みによる経営多角化と高付加価値化を促進するとともに、農業者・農業者団体等と山形大学農学部・県試験場など試験研究機関や企業との連携を強化し、新たな生産・加工・販売戦略に結びつく研究開発を推進します。

さらに、有機栽培・減農薬栽培の推進と農産物認証制度の充実や農業廃棄物の適正処理など環境保全型農業の普及を図るとともに、安全・安心農畜産物の供給や地産地消、食農教育などを通じて市民・消費者の農業に対する理解と信頼を高めます。

中山間地域の農業については、地域の特性を生かした農業の振興を図り、集落機能の維持と耕作放棄地の防止並びに農地の多面的機能を保全するために、集落営農等の強化により担い手の確保を図るとともに、特産品の開発などの地場産業を育成し、中山間地域の活性化を推進します。

林業については、意欲的な林業経営体への森林施業の集約や森林組合の組織強化を図ります。また、間伐、除伐等により森林整備を促進するとともに、木材生産者から利用者までのネットワークづくりを行い、身近な地域材の利用拡大を図ることにより、循環型社会の構築を推進します。加えて、菌茸類や果実

及び山菜など地域の特性に応じた特産林産物の生産を拡大するとともに、加工品の開発による高付加価値化を図ります。

水産業については、計画的な漁獲による水産資源の適正な保存~~全~~管理に努めるとともに、アワビ、ヒラメなどに加え、~~新たな~~魚介類の栽培漁業化に取り組み、つくり育てる漁業を推進します。また、漁業の担い手の育成に努めるほか、特産品の開発や遊漁・海洋レジャーなどの体験型観光漁業の定着を図るなど新たな事業展開により漁村地域の活性化を図ります。内水面漁業については、魚種の維持・保全に努めるほか、アユなどの資源の利活用策を展開します。

農林水産業の効率的で効果的な生産活動を支えるため、農~~林~~畜産物の生産流通・加工施設や広域農道及び基幹的水利施設、林道作業道、漁港や魚礁といった基本的な生産基盤の整備に努めます。また、農林漁業後継者の育成・確保や新規参入者の受け入れ等に努めるとともに、農業協同組合・森林組合・漁業協同組合等の連携を高め、農林水産業の一層の振興を図ります。

< 主な事業 >

- 集団的営農体制の整備と担い手の育成
 - ・ 地域営農推進事業による集団的営農体制の確立
 - ・ 農地の利用集積と団地化の促進による高生産性農業の確立
 - ・ 法人化の推進による経営基盤の強化と後継者の確保
- 中山間地域の特性を生かした農業の育成
 - ・ 特定農山村総合支援事業による特産品の開発と販路拡大
- 水田農業の再編
 - ・ 市場重視・消費者重視の売れる米づくりの推進
 - ・ 生産体制の整備、直播栽培の普及等による低コスト稲作の推進
 - ・ 地域特性を活かした土地利用型作物の導入と生産性・品質の向上
- 複合経営の推進と生産・流通体制の確立
 - ・ 畑作、野菜、果樹、花き、畜産等収益性の高い地域特産物の振興
 - ・ 観光との連携等による広域販売戦略及び地産地消による地元消費の拡大
 - ・ 生産流通、加工施設の整備
- 試験研究機関や企業との連携による新分野の開拓
 - ・ 山形大学農学部、県試験場、企業等との連携強化による新技術の開発や加

工品開発の推進

- ・新分野に取り組む起業家への支援
- 環境保全型農業の推進
 - ・有機、特別栽培、エコファーマー制度への取り組み支援と堆肥等有機性資源の循環利用の促進
 - ・廃プラスチック等環境負荷軽減対策の促進
 - ・トレーサビリティなど安全・安心農畜産物の供給推進
- 林業後継者及び林業経営体の育成と森林組合の組織強化
- 地域木材の利用拡大と公共施設等への積極的活用
- 特産林産物の生産拡大と加工品開発の推進
- 森林保全のための病虫害や鳥獣等食害の被害防止対策の推進
- 水産資源の適正な保存^全管理と栽培漁業の推進
- 漁業担い手の育成
- 水産特産品の開発や体験型観光漁業の展開
- 内水面漁業の振興
- 広域及び一般農道の整備
- 基幹的水利施設の保全及び更新等農業生産基盤の整備
- 林道・作業道など林業生産基盤の整備
- 漁港の改修・魚礁の設置など水産基盤の整備

等

(2) 商工業の振興

工業の振興については、地域経済を巡る環境や企業戦略の変化に対応した競争力のある企業の集積を促進し、多様で足腰の強い産業構造への転換を図ります。

このため、情報通信、精密加工関連産業など成長産業の誘致に努めるとともに、地元企業については、労働集約型から高い技術力や高付加価値製品の開発能力を持つ企画開発型企业への移行を促進します。

また、シルクやしな織をはじめとする伝統産業や食品加工業などについては、これまで培われてきた独自の技術や地域資源を高度に生かし、多様化する消費

6 安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくり

(1) 総合的な健康づくりの推進と地域医療の充実

健康で明るく活力に満ちた社会を目指して、~~第3次国民健康づくり運動の「健康日本21」行動計画に基づき~~健康増進法の基本理念と既に取り組んでいる具体的行動計画を統合して策定する新市の健康増進計画に基づき、今日的な健康課題となっている生活習慣病予防事業を、保健・医療・福祉・運動・栄養等の関係機関の連携により重点的に推進し、壮年期死亡の減少と健康寿命の延伸を図ります。

併せて、従来から実施している人間ドックを含めた健康診査事業の一層の充実を図り、病気の早期発見・早期治療を促進します。

これからの健康づくり事業は、個人の健康状態に即した取り組みが求められることから、医師会をはじめ大学や研究機関と連携し、医科学的な保健指導システムを整備し、健康づくりサポーター等住民によるボランティア活動組織を育成し、総合的な健康づくり事業を推進します。

そして、住民誰もがより身近な場所で健康づくりについて相談したり、取り組めるように、健康づくりの中核的拠点施設を整備し、各地域とのネットワーク体制を構築します。

地域医療については、各医療機関と地区医師会、歯科医師会など関係機関との連携を強化し、機能の分担や施設・設備の共同利用などを推進し、適切な医療サービスを効果的かつ効率的に提供できる地域医療体制の整備と充実を図るとともに、荘内病院は地域の基幹病院として、高度・良質な医療と心のこもった患者サービスを提供しつつ地域医療水準の向上を図っていきます。

< 主な事業 >

○新市健康増進計画の策定

- 生活習慣改善事業の推進
- 健康づくり中核的拠点施設の整備
- 健康づくりサポーター等支援組織の育成
- 健康増進施設の整備
- 地域医療の充実

等

（２）地域福祉の充実

少子高齢化、価値観の多様化が進む地域社会において、各種福祉サービスに対する住民ニーズも多様化、高度化、複雑化してきています。

このような状況の中で、市民だれもが、住みなれた地域で自立した生活を送れる地域社会の創造を目指して、支えあい、共に生きる地域づくりのため、地域住民が等しく課題を共有する意識醸成を図りながら、行政のみならず、地域、社会福祉協議会、各種組織・団体、ＮＰＯ、ボランティア等がネットワークをつくり、必要とするサービスを総合的に提供する地域システムを構築します。

また、おおむね中学校区単位を基本に、高齢者、障害者、児童などの総合的な相談やきめ細かな支援を行う拠点機能を整備し、保健・福祉・医療が連携した、だれもが安心して生活できる地域づくりを進めます。

<主な事業>

- 新市地域福祉計画の策定
- 総合的な福祉支援機能の配置構築と拠点機能の整備 等

（３）高齢者福祉・障害者福祉の充実

高齢者が地域社会の中で積極的に役割を果たし、地域づくりの担い手として活躍できるよう、介護予防をはじめとした高齢者の健康づくりを進めるとともに、世代や地域を超えた交流が活発に行われる環境を整備します。

また、介護や支援が必要になっても住みなれた地域の中で安心して生活が営めるよう、在宅介護を基調としたサービス基盤の整備を進め、地域の在宅介護支援センターの機能強化を図るとともに、家族や地域による相互扶助活動と保健・福祉・医療のサービス提供機関が連携して高齢者を支える地域ケア体制を構築します。

障害者福祉については、障害のある人もない人も共に生きる社会を目指し、障害者自身が地域社会の一員として自立した生活が送れるよう、暮らしを支えるサービスの充実やバリアフリーのまちづくりを進め、障害者スポーツや余暇

